

再審法改正を求める意見書

やってもいない犯罪で有罪とされる冤罪は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害である。このような冤罪被害者を救済するための制度が再審であり、その手続を定めた法律のことを再審法と呼んでいる。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たる。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にある。このように、再審のルールが存在しないことから、冤罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理の在り方に大きなばらつきが生じている。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題である。過去の多くの事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、それが冤罪被害を救済するための大きな原動力となっている。

しかし、現行法では、そのような証拠を提出させる(開示させる)ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられている。

その結果、請求人(元被告人)の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、冤罪被害が救済されないことも起こり得る。しかも、一旦裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う場合があり、冤罪被害者の速やかな救済が遅れる原因となっている。

現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっている。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前裁きの場にすぎない。

したがって、再審請求手続において再審開始決定が出た場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理をすべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立ては法改正によって制限されるべきであると考えます。

再審請求を行った方の中には、結果を知ることなく亡くなった方もおり、相当の高齢となる方もいる。このように、冤罪被害を申し出た方の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情である。2024年9月26日には、静岡地方裁判所において、いわゆる袴田事件の再審公判手続において無罪の判決が出され、その後確定したことについては、記憶に新しいところであるが、事件発生から58年目のことであり、その間袴田さんは死刑囚として扱われた。また、同年10月23日には名古屋高等裁判所金沢支部において、いわゆる福井女子中学生殺人事件の第2次再審請求事件について、再審開始決定が出されたが、こちらも事件発生から38年が経過している。

日本弁護士連合会は、2019年10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択した。

そして、2024年3月11日には、与野党134名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況である。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつある。

よって、本市議会は、国に対し、次の事項を求める。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣殿
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 熊切和人